

令和2年11月2日から規制スタート

外来ザリガニを 川や池に放さないで!

外来生物法に基づき、**特定外来生物**に指定され、**飼育、運搬、販売・譲渡、野外に放つこと**などが**規制**されます。

規制対象の
ザリガニ

アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) を除く
全ての外来ザリガニ※が規制対象です。

※ ザリガニ科、アメリカザリガニ科、アジアザリガニ科、ミナミザリガニ科



ミステリークレイフィッシュ(マーブルクレイフィッシュ)



リーストクレイフィッシュ



テキサスドワーフザリガニ

※アメリカザリガニ(改良品種を含む)は規制対象外のため申請する必要はありません。

規制開始前からの飼育個体については、
許可を受けて飼い続けることができます。

手続きについては
裏面をご覧ください

【特定外来生物への指定理由】

- 水草の切断や水生動植物の摂食による水生生物群集への影響
- ザリガニペスト(アファノマイセス菌)や白斑病の運搬による、日本固有の絶滅危惧種のニホンザリガニ(*Cambaroides japonicus*)やその他エビ目への影響
- すみかやエサなどの競合によるニホンザリガニへの影響

水草・食虫植物である

和名:エフクレタヌキモ※
しばしば「インフラータ」として栽培されています。

タヌキモ属3種も新たな規制対象です。

Utricularia cf. *platensis* ※

Utricularia inflata

Utricularia platensis

野外で定着・生育している湖沼があります
採取等をしないでください。

●上記3種以外のタヌキモ属は規制対象外です。



(一財)自然環境研究センター



環境省